

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会臨時会

令和2年5月15日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年3月10日、11日、16日、17日、24日、27日、30日、4月1日、9日、13日、21日、27日、5月8日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和元年度11月分～令和2年2月分 |
| (2) 水道事業会計 | 令和元年度9月分～令和2年2月分 |
| (3) 病院事業会計 | 令和元年度7月分～令和2年1月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和2年3月11日、31日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 企画政策課 | 平成29年度
平成30年度 |
| (2) 秘書広報課 | 平成30年度 |
| (3) 産業振興課 | 平成29年度
平成30年度 |
| (4) 都市計画課 | 平成30年度 |

3. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、令和2年5月8日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・相手方 北九州市在住 男性
- ・事故の概要
 - 事故発生日時 令和元年11月1日（金）午後3時30分頃
 - 事故の発生場所 中間市岩瀬一丁目4番交差点
 - 事故の状況 市が校区まちづくり協議会の活動のために中間北校区まちづくり協議会に貸し付けた公用車が、同協議会の活動である青パト防犯パトロールの実施のために市道下蓮花寺12号線から市道通谷・鳴王寺線方向に向けて事故の発生場所を走行中に、市道鳴王寺・塘ノ内線を中央公民館方向に走行してきた相手方車両に衝突した。これにより、相手方車両の運転者である相手方は、頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肩関節捻挫及び右膝関節打撲傷が生じた。
- ・損害賠償の額 777,012円

(2) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・相手方 中間市在住 男性
- ・事故の概要
 - 事故発生日時 令和元年11月1日（金）午後3時30分頃
 - 事故の発生場所 中間市岩瀬一丁目4番交差点
 - 事故の状況 市が校区まちづくり協議会の活動のために中間北校区まちづくり協議会に貸し付けた公用車が、同協議会の活動である青パト防犯パトロールの実施のために市道下蓮花寺12号線から市道通谷・鳴王寺線方向に向けて事故の発生場所を走行中に、市道鳴王寺・塘ノ内線を中央公民館方向に走行してきた相手方車両に衝突した。これにより、相手方車両の同乗者である相手方は、頸椎捻挫、腰椎捻挫、左肘関節部打撲傷及び左膝関節部打撲傷が生じた。
- ・損害賠償の額 559,414円

(意見書の提出)

令和2年3月27日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- (2) 公立病院の再編統合へ向けた指定リストの撤回を求める意見書
- (3) 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

令和2年 第2回 5月（臨時）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年5月15日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年5月15日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）

（日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第 3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（中間市市税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（中間市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
（日程第3～日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第 6 第36号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）
（日程第6 提案理由説明・質疑・委員会付託）

日程第 7 第37号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第38号議案 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例
（日程第7～日程第8 提案理由説明・質疑・委員会付託）

日程第 9 第36号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）
（日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第10 第37号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

日程第11 第38号議案 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例
（日程第10～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	植本 種實君	2 番	小林 信一君
3 番	堀田 克也君	4 番	柴田 芳信君
5 番	田口 澄雄君	7 番	掛田るみ子君
8 番	草場 満彦君	9 番	中尾 淳子君
10 番	山本 慎悟君	11 番	安田 明美君
12 番	梅澤 恭徳君	13 番	柴田 広辞君
14 番	中野 勝寛君	15 番	井上 太一君
16 番	下川 俊秀君		

欠席議員（1名）

6 番 田中多輝子君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	田中 英敏君
市民部長	船津喜久男君	保健福祉部長	藤田 宜久君
建設産業部長	篠田 耕一君	教育部長	佐伯 道雄君
環境上下水道部長			安徳 保君
消防長	三船 時彦君	財政課長	蔵元 洋一君
企画課長	平川 佳子君	課税課長	芳賀麻里子君
健康増進課長	岩河内弘子君	産業振興課長	山本 竜男君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	東 隆浩君
書 記	志垣 憲一君	書 記	千々和 完君

議案の委員会付託表

令和2年5月15日
第2回中間市議会臨時会

議案番号	件名	付託委員会
第36号議案	令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）	別表1
第37号議案	中間市市税条例の一部を改正する条例	市民厚生
第38号議案	中間市都市計画税条例の一部を改正する条例	

別表 1

令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 2

別表 2

歳入

款別	款名	項別	付託委員会
14	国庫支出金	全 項	総合政策

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項	総合政策
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1 項	総合政策
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		2 項	産業消防
7	商工費	全 項	
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項4目	総合政策
10	教育費	全 項	

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は15名で定足数に達しております。これより令和2年第2回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

また、今臨時会では、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔をあけておりますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

日程第2. 承認第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様おはようございます。それでは提案理由を申し上げます。

承認第2号令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、本年4月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

本年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中に、「国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことから、市町村等に

対し管内における感染状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給について検討するよう厚生労働省から依頼がなされました。

この依頼を受けまして、所要の経費について令和2年度補正予算を調製いたしましたが、本市におきましては、既に市内に感染者が発生していること、また、福岡県内の感染状況等を鑑み、傷病手当金の支給のため早急に体制の整備を行う必要があると判断し、本年4月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしました。

補正予算の内容といたしましては、歳出につきまして、2款の保険給付費に傷病手当金400万円を追加し、この財源となる歳入につきまして、4款の県支出金に特別調整交付金400万円を追加しております。

以上により、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億422万8,000円といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて意見を申し述べます。

今まで会社員の健康保険には傷病に伴う給与等について傷病手当金の支給制度がありましたが、国保についてはありませんでした。今回は新型コロナウイルスの感染によるものという限定つきではありますが、制度として導入されたことは評価されることです。

しかし、問題もあります。それは被用者、つまり事業者に雇用されている人に限られていることです。国保加入者の中では、ほんの一部ではないでしょうか。国保には一人親方と言われる自分で仕事をされている方あるいはその方と一緒に仕事をしているご家族あるいはフリーランスと言われる方など必ずしも特定の雇用関係だけではない方々も存在します。しかし、そうした方にこの傷病手当金制度は適用されません。

参議院での我が党議員の質問に対して厚生労働省は、支給対象の拡大については市町村

長の判断で可能との答弁をしています。しかし、このことに対する財政措置については言及がありませんので、今のままでは市町村の持ち出しということになります。

そうした問題を含む制度運営ではありますが、今後の改善と中間市での対象拡大を求めて意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第3．承認第3号

日程第4．承認第4号

日程第5．承認第5号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、承認第3号から日程第5、承認第5号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第3号及び承認第4号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国における令和2年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、その他複数の法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例を改正する必要が生じましたが、これらの法律の施行日が原則として本年4月1日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、承認第3号の中間市市税条例等の改正について、ご説明申し上げます。

まず、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、相続人など現所有者の申告の制度化、また、使

用者を所有者とみなす制度の拡大を行うものでございます。

また、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者に対して、同一の控除を適用し、現行の女性の寡婦、男性の寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び女性の寡婦を対象とするものでございます。

また、地方への資金の流れを高めるため、地方創生応援税制について税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げ、適用期限を5年延長するものでございます。

また、軽量の葉巻たばこの課税方式を見直し、国のたばこ税と同様1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とするものでございます。

また、固定資産税の特例措置における税負担の軽減措置として、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地について、固定資産税の3分の1に相当する金額を3年度分減額する措置を新たに講じるものでございます。

また、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長するとともに、新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の改正にあわせ、原則として令和2年4月1日とし、その他地方税法等の改正にあわせた個別の施行日といたしております。

次に、承認第4号の中間市都市計画税条例の改正についてご説明申し上げます。

先ほど、市税条例の固定資産税の特例措置に係る部分でご説明申し上げましたのと同様に、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地について、都市計画税の3分の1に相当する金額を3年度分減額する措置を新たに講じるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の改正にあわせ、令和2年4月1日といたしております。

次に、承認第5号中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、既に市内に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること、また福岡県内の感染状況等を鑑み、傷病手当金の支給のため早急に体制の整備を行う必要がありましたことから、本年4月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

先に承認第2号でご説明申し上げましたとおり、本年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に係る厚生労働省からの依頼に応じまして、本年4月14日付、専決処分です算措置を行っておりますところ、この条例は国民健康保険における傷病手当金の支給のための体制整備を行うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、給与等の支払いを受けている中間市国民健康保

険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは熱発等の症状があり当該感染症の感染症が疑われることから療養のために労務に服することができないときに、傷病手当金を支給することに係る規定を追加したものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより承認第3号から承認第5号までの専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 第36号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程6、第36号議案令和2年度中間市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第36号議案令和2年度中間市一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、本年4月30日に国会において新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策を盛り込んだ令和2年度補正予算(第1号)が成立したことにより、これに対応する施策を実施することを目的とするものでございます。

今回の補正の主なものといたしまして、まず、歳出につきましては、国の施策として総務費におきまして、家計への迅速な支援のため給付対象者1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業に41億7,430万円を計上いたしております。

民生費におきましては、児童手当の支給対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業に5,270万円を計上いたしております。

次に、市独自の施策としまして、総務費におきましては、市庁舎のトイレ壁面等に防ウイルス等の効果が期待される光触媒コーティング剤の塗布に220万円を計上いたしております。

民生費におきましては、国の施策である子育て世帯への臨時特別給付金事業による給付金に加えて、さらに5,000円の追加支給を行う子育て世帯支援に2,500万円を、保育所や学童保育所等の従事者の支援策として同施設等に従事する方々へ一律2万円の支給を行う処遇改善の支援に510万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、医療機関に対し新型コロナウイルス感染症対策への環境整備を目的として1施設当たり20万円の支給に1,080万円を、感染拡大防止対策として公共施設へのサーモグラフィ等の配備に1,380万円を、民間事業所等への除菌・抗ウイルス洗浄液の配布に800万円をそれぞれ計上いたしております。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した法人及び個人事業主への支援策として、国の持続化給付金及び県の福岡県持続化緊急支援金の対象とならない中小企業者等への現金給付に4,700万円を、県の休業要請施設に該当する施設を休業した事業主、または対面で販売等を行っている常設の店舗等の施設を自主的に休業

した事業主、県から営業時間短縮を要請され営業時間を短縮した施設の事業主への協力金の支給に4,500万円を計上いたしております。

消防費におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のための防護服や消毒剤などの準備に740万円を、防災情報伝達の精度を高めるための戸別受信器の導入に160万円を計上いたしております。

教育費におきましては、給食費の保護者負担の軽減のため、夏休み休業期間中の全児童生徒の給食費補助に820万円を、臨時休業に伴う夏季休業期間の学習支援のための特別支援教育支援員や看護師の雇用期間延長に90万円を、小中学校におけるICT教育に対応するための教師用端末等の整備に1,540万円を、教室等の衛生管理のため次亜塩素酸水生成装置の導入に480万円を、社会教育施設への非接触型体温計の配備等に260万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費の補助金を5,270万円、特別定額給付金給付事業費及び事務費の補助金を41億7,430万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億9,940万円計上しております。

以上により歳入歳出それぞれ44億2,649万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ238億3,606万4,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第36号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第7. 第37号議案

日程第8. 第38号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第37号議案及び日程第8、第38号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第37号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び新型コロナウイルス感染症等

の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が本年４月３０日に公布され、同日施行されたことに伴うものでございます。

主な条例改正の内容をご説明申し上げます。

まず、納税の猶予につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年２月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで１年間納税を猶予する特例が制定されたことに伴い、その申請期間について現行の規定を準用することとするものでございます。

次に、軽自動車税環境性能割につきまして、軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限を臨時的に６カ月延長するものでございます。

次に、所得割の寄附金控除の特例につきまして、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントなどを中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について特例として寄附金控除を適用するものでございます。

次に、住宅ローン控除の適用要件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、本年１２月３１日までに住居の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときには、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化するものでございます。

次に、固定資産税につきまして、新型コロナウイルス感染症等により厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和３年度課税の１年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る税額の軽減措置を講じるもの、また、影響を受けながらも生産性革命の実現に向けた新規設備投資を行う中小事業者等に対し、適用対象に事業用家屋及び構築物を追加して適用期限を２年延長するものでございます。

なお、今回の固定資産税の軽減に伴う減収につきましては、国の交付金により全額補填されることとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行と同様に、原則として公布の日とし、一部について例外的に令和３年１月１日といたしております。

次に、第３８号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、地方税法等の一部を改正する法律が本年４月３０日に公布され、同日施行されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症等により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和３年度課税の１年分に限り事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置を講ずるものでございます。

なお、この措置に伴う減収につきましては、新たに創設される新型コロナウイルス感染

症対策地方税減収補填特別交付金により全額補填されることとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日と同様に公布の日といたしております。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正２件は、会議規則第３７条第１項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に各常任委員会に付託されました議案の審査をお願いします。再開は、追って連絡いたします。

午前10時25分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 9、第 36 号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第 9、第 36 号議案令和 2 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 36 号議案令和 2 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策が盛り込まれた国の補正予算を活用し、歳入歳出それぞれ 44 億 2,649 万 9,000 円を追加し、予算総額を 238 億 3,606 万 4,000 円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金において、特別定額給付金給付事業費及び事務費の補助金として 41 億 7,430 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 1 億 9,940 万円が計上されております。

歳出の主なものは、国の施策として、総務費においては、家計への迅速な支援のため給付対象者 1 人当たり 10 万円を支給する特別定額給付金事業に 41 億 7,430 万円が計

上されており、市独自の施策として、市庁舎のトイレ壁面等に防ウイルス等の効果が期待される光触媒コーティング剤の塗布に２２０万円が計上されています。

消防費においては、防災情報伝達の精度を高めるための戸別受信器の導入に１６０万円が計上されています。

教育費においては、夏休み休業期間中の全児童生徒の給食費補助に８２０万円、臨時休業に伴う夏季休業期間の学習支援のための特別支援教育支援員や看護師の雇用期間延長に９０万円、小中学校におけるＩＣＴ教育に対応するための教師用端末等の整備に１，５４０万円、教室等の衛生管理のため次亜塩素酸水生成装置の導入に４８０万円、社会教育施設への非接触型体温計の配備等に２６０万円が計上されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論においては、委員から「今回の補正予算が国の予算の範囲内のため、今後は市民の声を聞いた上で、中間市独自の財源を使った対応の検討を求めたい」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３６号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金において、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費の補助金として５，２７０万円が計上されています。

次に、歳出の主なものは、民生費の児童福祉費におきまして８，２６０万円が計上されています。

内訳としまして主なものは、国が行う子育て世帯への臨時特別給付に加え、さらに１人当たり５，０００円の独自追加支給金を加えた７，５００万円、保育所や学童保育所等の事業者への処遇改善策として同施設等従事者の方へ一律２万円の保育施設等応援給付金５１０万円となっております。

また、衛生費におきましては、保健衛生費２，５８０万円が計上されています。

内訳としましては、保健衛生総務費として、医療機関に対し新型コロナウイルス感染症対策への環境整備のための緊急環境整備交付金１，０８０万円、予防費として新型コロナウイルス感染拡大防止対策として公共施設へのサーモグラフィ等の配備及び民間事業所等への除菌・抗菌ウイルス洗浄液の配布に１，５００万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第36号議案については、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第36号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、衛生費において、市内の民間事業者等へ配布する抗ウイルス洗浄液の購入費用として800万円計上しております。

商工費においては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した法人及び個人事業主のうち、国の持続化給付金及び県の福岡県持続化緊急支援金の対象とならない中小企業者等を対象とした中間市持続化緊急支援給付金が4,700万円、県の休業要請、営業時間の短縮要請に協力した事業主及び対面で販売等を行っている常設の施設を自主的に休業した事業主を対象とした中間市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力施設支援協力が4,500万円計上されております。

また、消防費においては、防護服や消毒剤など新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用として740万円計上されております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただ今の委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第36号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、意見を付しての賛成といたします。

新型コロナウイルスの感染症対策として早急に経済的支援策が講じられることは、感染症の早期解決のためにもあるいは終息後の経済的対策としても絶対必要条件です。そのためには国、県、市町村上げての全面的な対応が求められていると思います。

しかし、この補正予算を見ますと、国から支給される市民1人10万円の特別定額給付金と、もう一つの地方創生臨時交付金約2億円の枠内での対応となっています。時間的にも緊急性を要しますので、今回の対応としてはいたし方のないことかもしれませんが、他の自治体との動向を見ても、これで終わるというわけにはいかないのではないのでしょうか。今後は市民各層の要望も聞きながら、第2次、第3次と中間市独自の対策措置を求めます。

中間市は、財政が厳しいからということがよく言われますが、今年度当初予算見ますと、市債の借りがえもあって市の自由に使える貯金である財政調整基金は、新たに単年度で11億3,202万円も積み立てる予定ですし、予備費も例年の3,000万円が5,000万円にふやされています。何かあったときのために必要だからと基金積み立てが今まで叫ばれてきましたが、今がその何かあったときではないのでしょうか。単なる積み立てではなく、今後の中間市経済の持続と何よりも疲弊している市民の生活支援のために活用すべきときだと思います。

以上により、この予算案については、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第36号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第37号議案

日程第11. 第38号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第10、第37号議案及び日程第11、第38号議案の条例改正2件を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案及び第38号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第37号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が施行されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容は、まず、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月以降、相当の収入減少で納付が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予する特例が制定されたことに伴い、申請期間について現行の規定を準用するものです。

次に、軽自動車税環境性能割の税率を1%分、軽減する特例措置の適用期限を臨時的に6カ月延長するものです。

次に、政府の自粛要請を踏まえ、文化芸術・スポーツ等のイベントを中止した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合、観客等が放棄した金額については、特例として寄附金控除を適用するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設がおくれ、本年12月31日までに居住用に供することができなかった場合等も、一定の要件を満たすときは、期限内に居住用に供されたものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件に弾力を持たせるものです。

次に、新型コロナウイルス感染症等により、厳しい経営環境の中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋の税額を軽減措置し、また、影響を受けながらの新規設備投資に対しても、適用対象に事業用家屋及び構築物を追加し、適用期限を2年延長するものです。

また、今回の軽減に伴う減収の一部につきましては、国の交付金により補填されます。

なお、施行日につきましては、公布の日からとなっておりますが、一部例外的に令和3年1月1日からとなっております。

次に、第38号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等により、厳しい経営環境の中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り事業用家屋の都市計画税を軽減措置するものです。

なお、この措置に伴う減収については、新たに創設される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額補填されることとなっております。

なお、施行日につきましては、公布の日からとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第37号議案、第38号議案いずれも全員賛

成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただ今の委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論はなしと認めます。

これより第37号議案及び第38号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第37号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第38号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、安田明美さん及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。よっ

て、令和２年第２回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後１時16分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 安 田 明 美

議 員 中 尾 淳 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員